

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 4月 1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内ボイラ保管用窒素ガス封入装置の安全弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	2号機	循環水ポンプ出口弁ピット内ドレンサンプポンプ出口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
3	3号機	低圧復水ポンプ（B）軸シール水流量スイッチの点検において、同スイッチの固定用ビスの折損及びビス穴の破損が認められたため、予備のビス穴を使用して交換用流量スイッチを取付	D	
4	3号機	タービン建屋換気空調系冷却装置の現場操作盤内のタイマー装置の点検において、動作不良（6台）が認められたため、当該計器を交換	D	
5	4号機	原子炉建屋換気空調系給気ファン（A）の軸受グリス排出口（2箇所）用ゴムパッキンに外れ及び破損（各1箇所）が認められたため、当該パッキンを取付及び交換	D	
6	5号機	危険物取扱施設状況調査において、主タービン潤滑油貯蔵タンク廻りの配管閉止キャップ（6箇所）の材質が最新の危険物規制関連規則に照らして、適切ではないことが認められたため、当該閉止キャップを適切な材質のものと交換	対象外	
7	5号機	主復水器（B1）ホットウェル導電率計に指示値不良が認められたため、当該導電率計を交換	D	
8	5号機	高圧注水系主蒸気配管のドレントラップバイパス弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	5号機	制御棒駆動水ポンプ（A）の油冷却器出口油圧計検出用配管の接続フランジ部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	6号機	気体廃棄物処理系排ガス予冷器冷却機（A）の点検において、冷媒容量制御弁の接続フランジ部よりリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
11	6号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）の点検において、ポンプ本体のケースカバー締付けボルト及びナット（1組）にカジリが発生したため、当該ボルト及びナットを交換	D	
12	6号機	原子炉補機冷却系熱交換器及び配管内海水の排水をおこなったところ、排水先のタービン建屋1階熱交換器室内の床ドレンファンネル下流側排水配管の詰まりにより、当該ファンネルの周辺に海水の溢水（約17リットル、汚染なし）が認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
13	6号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）用補助潤滑油ポンプ駆動用電動機の点検において、軸受ケース部に摩耗が認められたため、当該部を交換	D	
14	6号機	原子炉建屋地下2階高圧炉心スプレイ系ポンプ室内床面の堰に亀裂が認められたため、当該堰を点検・修理	D	
15	6号機	タービン建屋内ドレンファンネルの点検において、ストレーナの腐食等（5箇所）の不具合が認められたため、当該部を修理または清掃	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	6号機	原子炉建屋内ドレンファンネルの点検において、ファンネル番号の表示不良（2箇所）が認められたため、当該部の表示を修正	D	
17	6号機	原子炉建屋地下2階高圧炉心スプレイ系ポンプ室内の空調機用冷却水（海水）出口弁のシートリーク及び当該リーク水の排水先であるストームドレンファンネルの詰まりにより、堰内に溢水（約980リットル、汚染なし）し、更に堰の亀裂部より堰外へのリーク（約1.19リットル、汚染なし）が認められたため、対応検討	D	
18	6号機	タービン建屋高電導度ドレンサンプポンプ（D）の出口逆止弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	集中環境施設	補機冷却水系熱交換器（A）の海水ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
20	集中環境施設	洗濯設備室1階換気空調系空調機（A～D）のフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
21	集中環境施設	洗濯設備室2階換気空調系空調機（A・B）のフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
22	集中環境施設	ペレット等固化設備のペレット採取装置出口側の弁（2台）にシートリークの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで